第四条第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第六条第二号イ(1)」を「第六条第一項第二号イ(1)」に改める。

第九条第一号並びに第十一条第一項第一号及び第二項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告）

第十三条の二　法第二十四条の五第二項第一号に規定する政令で定める金額は、銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額とする。

2　法第二十四条の五第三項に規定する政令で定める法令は、法人税法その他の地方法人税の申告に関する法令（法（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法を除く。）とする。

第十六条第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「成立時期」を「成立及びその納付すべき税額の確定」に改め、同条第一号中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同条第四号中「配当等の支払があつたものとみなす場合」、「賞与の支払があつたものとみなす場合」及び「非居住者又は法人に対する準用」を「源泉徴収義務」に改め、同条第六号ロ中「第七条（課税事業年度」を「第七条第一項（課税事業年度等」に改め、同条第八号中「記載事項」を「記載事項等」に改める。

第十三条第一項中「災害による納税の猶予」を「納税の猶予の要件等」に改め、同条第二項第二号中「外国法人に対する準用」を「申告及び納付」に改める。

第四十一条第一項第三号ロ中「の額」の下に「並びに各対象会計年度（法人税法第十五条の二（対象会計年度の意義）に規定する対象会計年度をいう。）の同法第八十二条の四第一項（課税標準）に規定する課税標準国際最低課税額」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十一号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の四第三十五項中「及び第四章」を「及び第五章」に、「第四章の」を「第二章第三節及び第四章の」に改め、同項第三号中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第二十七条の十四中「及び第四章」を「及び第五章」に、「第四章の」を「第二章第三節及び第四章の」に改め、同条第四号中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第三十八条第五項中「及び第四章」を「及び第五章」に、「第四章の」を「第二章第三節及び第四章の」に改め、同項第六号中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第三十九条の十一第一項ただし書及び第三十九条の十二の二第三項第四号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十五条及び第八十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千五十円」を「八千百円」に、「七千六百五十円」を「七千七百円」に改める。